

# 米原市国民保護計画

資料編



# 目 次

## 【資料】

1	国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係	1
2	関係機関の連絡先	2
3	市の各課等における平素の業務	14
4	生活関連等施設の種類および所管省庁、所管県担当部局	19
5	市緊急事態連絡本部の構成等<イメージ>	20
6	市対策本部の組織構成および各班の任務分担表<イメージ>	21
7	関係報道機関一覧	22
8	現地調整所	23
9	国民の保護に関する措置の仕組み	24
10	情報の収集・伝達の流れ	25
11	警報の発令等の流れ	26
12	避難の指示の流れ	27
13	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】	28
14	救援の実施の流れ	29
15	安否情報の収集・整理・提供の流れ	30
16	消防に関する指示の枠組み	31
17	生活関連等施設の安全確保の留意点	32
18	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準	67
19	平素から集約・整理が必要な基礎的資料	72
20	地勢	74
21	降水量と平均気温（平年値）	75
22	人口、世帯数、高齢化率、出生率の推移等	76
23	主要道路および鉄道網	77
24	特殊標章等	78

## 【様式】

1	救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故・武力攻撃災害）	79
2	安否情報収集様式（様式第1号）	80
3	安否情報収集様式（様式第2号）	81
4	安否情報報告書（様式第3号）	82
5	安否情報照会書（様式第4号）	83
6	安否情報回答書（様式第5号）	84
7	被災情報の報告様式	85

## 【参考】

1	武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等	87
2	避難の指示（一例）	89
3	避難実施要領（一例）	91
4	防災における協定一覧	103
5	米原市国民保護協議会条例	108
6	米原市国民保護対策本部および米原市緊急処理事態対策本部条例	109

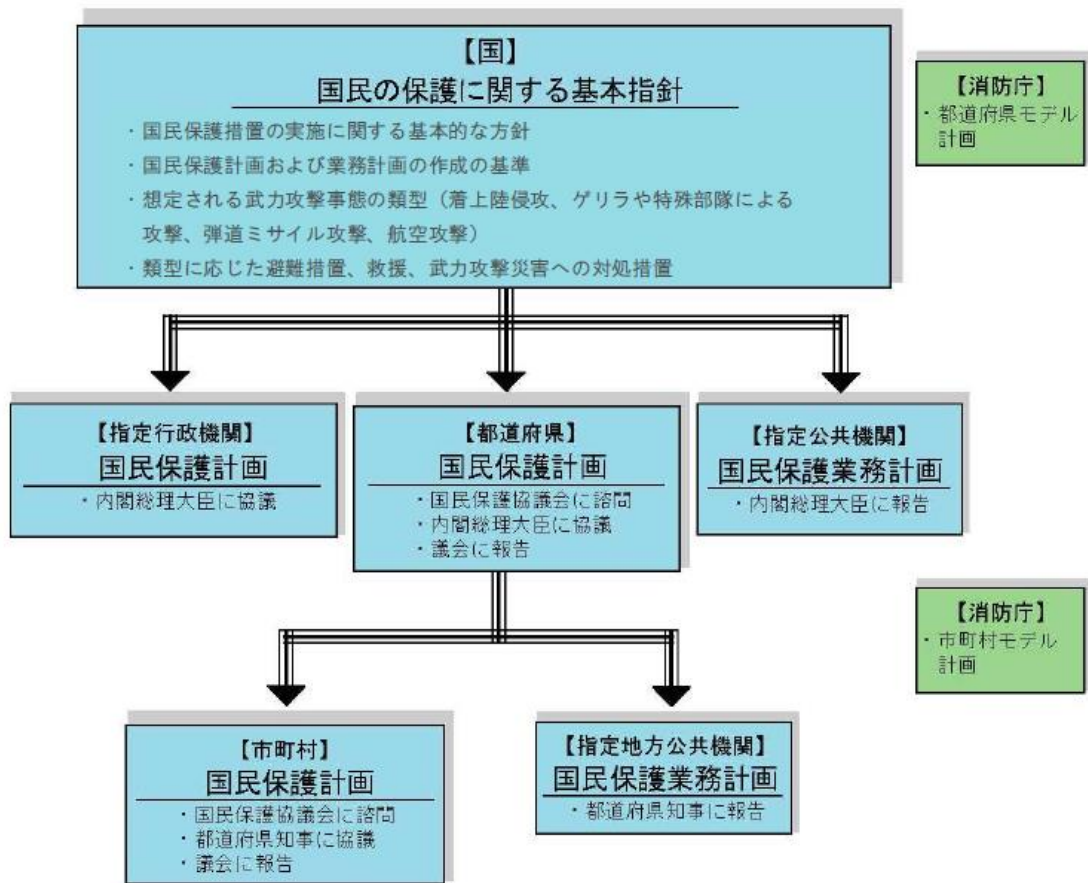
本編・資料編対照表

第1編	総論	本編P	資料編
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1	資料1
第3章	国民の保護に関する措置の仕組み	5	資料9
第3章	関係機関の連絡先	6	資料2
第4章	地理的特徴	8	資料21, 22
第4章	社会的特徴	8	資料23, 24
第4章	その他	8	資料20

第2編	平素からの備えや予防	本編P	資料編
第1章 第1	市の各課等における平素の業務	14	資料3
第1章 第2	関係機関の計画との整合性の確保	18	資料2
第1章 第2	県の連絡先の把握等	18	資料2
第1章 第2	近隣市町との連携	19	資料2
第1章 第2	指定公共機関等の連絡先の把握	19	資料2
第1章 第2	関係機関との協定の締結等	19	参考4
第1章 第4	情報収集・提供等の体制整備	21	資料10
第1章 第4	安否情報の収集、整理および報告の様式	23	様式2, 3, 4
第1章 第4	情報収集・連絡体制の整備	24	様式1, 5
第2章	基礎的資料の収集	27	資料20
第2章	運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握等	28	資料20
第2章	生活関連施設の把握等	29	資料4

第3編	武力攻撃事態等への対処	本編P	資料編
第1章	緊急事態連絡本部の設置	33	資料5
第1章	災害対策基本法との関係について	34	資料5
第2章	市対策本部の組織構成および機能	35	資料3, 6
第2章	市対策本部における広報等	36	資料7
第2章 第1	現地調整所の設置	36	資料8
第3章	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39	資料2
第3章	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40	資料2
第4章 第1	警報の内容の通知	43	資料11
第4章 第2	避難の指示の通知・伝達	45	資料12
第4章 第2	避難実施要領の策定	45	資料12, 参考2, 3
第4章 第2	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】	51	資料13
第4章 第2	弾道ミサイル攻撃の場合	52	資料12
第5章	救援の実施	54	資料14
第5章	救援の基準等	55	資料19
第5章	救援における県との連携	54	資料20
第6章	安否情報の収集・提供	58	資料15
第6章	県に対する報告	58	様式2
第6章	安否情報の照会の受付	59	様式3
第6章	安否情報の回答	59	様式4
第7章 第2	退避の指示	61	参考2
第7章 第2	消防に関する措置等	63	資料16
第7章 第3	生活関連等施設の安全確保	65	資料17, 18
第8章	被災情報の収集および報告	71	様式1, 5
第11章	特殊標章等	76	資料25

資料1 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係



## 資料2 関係機関の連絡先

### 【指定行政機関等】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	
中央防災会議	内閣府政策統括官付参事官 (防災総括担当)	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3501-5408	
国家公安委員会		東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	
警察庁	警備局 警備運用部警備第二課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	
金融庁	総務企画局総務課	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000	
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111	
消防庁	防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525	
法務省	大臣官房秘書課	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111	
外務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-3580-3311	
財務省	大臣官房参事官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4111	
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	
文化庁	官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	
厚生労働省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-6442	
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511	
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669	
原子力規制委員会	委員会事務局 原子力規制庁原子力防災課	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352	
中小企業庁	経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-0459	
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111	
国土地理院	企画部企画調整課	茨城県つくば市北郷 1 番	029-864-4577	
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341	
海上保安庁	警備救難部環境防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361	
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351	
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	

【指定地方行政機関等】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
近畿管区警察局	広域調整第二課	大阪府中央区谷町 2-1-17	06-6944-1234	
近畿財務局	総務部総務課	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6390	
大津財務事務所	総務課	大津市京町 3-1-1	077-522-3765	
近畿厚生局	総務課	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6942-2241	
近畿農政局	企画調整室	京都市上京区西洞院通下長者町下ル	075-451-9161	
近畿農政局 滋賀県拠点	地方参事官室	大津市京町 3-1-1	077-522-4261	
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪府北区天満橋 1-8-75	06-6881-3403	
滋賀森林管理署	総務グループ	大津市瀬田 3-40-18	077-544-3871	
近畿経済産業局	総務課	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6966-6001	
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6966-6061	
近畿運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6412	
滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門 監理担当	守山市木浜町 2298-5	077-585-7253	
大阪空港事務所	総務課	豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1121	
近畿総合通信局	防災対策推進室	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6942-8504	
近畿地方整備局	防災室	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141	
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	調査課	大津市黒津 4-5-1	077-546-0844	
近畿地方整備局 滋賀国道事務所	管理第二課	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741	
近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所	総務課	舞鶴市下福井 910	0773-75-0844	
大阪海上保安監部	警備救難課	大阪府港区築港 4-10-3	06-6571-0222	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6302	
彦根地方气象台	防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
滋賀労働局	総務課	大津市御幸町 6-6	077-522-6647	
近畿地方環境事務所	総務課	大阪府中央区大手前 1-7-31	06-4792-0700	

【防衛省・自衛隊】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
防衛省 近畿中部防衛局	企画部地方調整課	大阪府中央区大手前 4-1-67	06-6945-4956	
自衛隊 滋賀地方協力本部	広報幹部	大津市京町 3-1-1	077-524-6446	
陸上自衛隊 大津駐屯地	第 2 教育団本部訓練課	大津市際川 1-1-1	077-523-0034	
陸上自衛隊 今津駐屯地	第 3 戦車大隊第 3 係	高島市今津町今津平郷	0740-22-2581	
海上自衛隊 舞鶴基地	舞鶴地方總監部 防衛部第 3 幕僚室	舞鶴市余部下 1190	0773-62-2250	
航空自衛隊 饗庭野分屯基地	第 12 高射隊運用班	高島市新旭町饗庭 3356-1	0740-25-4343	

【主な指定公共機関】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
西日本旅客鉄道(株) 京都支社	総務企画課	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004	
東海旅客鉄道(株) 東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-1-14	052-564-2396	
東海旅客鉄道(株) 関西支社	総務課	大阪府淀川区西中島5 丁目5-15	06-6302-5037	
西日本電信電話(株) 滋賀支店	災害対策担当	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0961	
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	管理課	大津市堅田 2 丁目 1-10	077-574-0680	
日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町 4-3-38	077-522-6758	
日本放送協会 大津放送局	企画総務課	大津市打出浜 3-30	077-522-5101	
日本通運(株) 大津支店	総務課	栗東市六地藏 1070-1	077-554-9780	
関西電力送配電(株)	コミュニケーション統括グループ	大津市におの浜 4-1-51	0800-777-3081	送配電 ダイヤル
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課	大阪府茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8207	
〃	滋賀高速道路事務所	栗東市小野 758	077-552-2284	
〃	新名神大津事務所	大津市観音寺 18	077-526-8891	
中日本高速道路(株) 名古屋支社		名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル 8 階	052-222-1181	



【指定地方公共機関】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
中日本高速道路(株) 名古屋支社	彦根保全・サービスセン ター	彦根市原町 714-1	0749-22-1941	
大阪ガス(株) 京滋導管部	導管計画チーム	京都市下京区中堂寺粟田町 93	075-315-8942	
京阪電気鉄道(株) 大津営業部	営業課	大津市錦織2-7-16	077-522-4521	
近江鉄道(株)	管理部総務課	彦根市駅東町 15 番 1	0749-22-3301	
信楽高原鐵道(株)		甲賀市信楽町長野 192	0748-82-3391	
琵琶湖汽船(株)		大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115	
近江トラベル(株)	旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619	
一般社団法人 滋賀県トラック協会		守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	
一般社団法人 滋賀県バス協会		守山市木浜町 2298-4	077-585-8333	
滋賀県土地改良 事業団体連合会	総務課	東近江市林町 601	0748-42-4806	
一般社団法人 滋賀県医師会		栗東市糺 1-10-7	077-514-8711	
一般社団法人 滋賀県歯科医師会		大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	077-523-2787	
一般社団法人 滋賀県薬剤師会		草津市笠山 7-4-52	077-565-3535	
公益社団法人 滋賀県看護協会		草津市大路 2-11-51	077-564-6468	
一般社団法人 滋賀県病院協会		大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	077-525-7525	
公益社団法人 滋賀県私立病院協会		大津市真野 1-12-30	077-572-3825	
滋賀県高圧ガス 地域防災協議会		大津市松本 1-2-20	077-522-1470	
(株)京都放送滋賀支社		大津市京町 4-3-33	077-522-8317	
びわ湖放送(株)		大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	
(株)エフエム滋賀		大津市西ノ庄 19-10	077-527-0830	
郵便事業(株) 大津支店		大津市打出浜 1-4	077-524-2001	
一般社団法人 滋賀県L P ガス協会		大津市松本 1-2-20	077-523-2892	
一般社団法人 滋賀県建設業協会		大津市におの浜 1-1-18	077-522-3232	

【近畿・中部府県、政令市】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
富山県	総合政策局 防災・危機管理課	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3187	
石川県	危機管理監室 危機対策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-1482	
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0308	
長野県	危機管理部 危機管理防災課	長野市南長野幅下 692-2	026-235-7408	
岐阜県	危機管理部 防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	
静岡県	危機管理部 危機政策課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3731	
愛知県	防災局 防災危機管理課	名古屋市中区三の丸 3 丁目1-2	052-954-6193	
三重県	防災対策部 防災対策総務課	津市広明町 13	059-224-2189	
京都府	府民生活部 災害対策課	京都市上京区下立売通 新町西入ル藪之内町	075-414-4472	
大阪府	政策企画部 危機管理室災害対策課	大阪府中央区大手前 3-1-43	06-6944-6021	
兵庫県	企画県民部災害対策局 災害対策課	神戸市中央区中山手通 5-2	078-362-9988	
奈良県	総務部知事公室 防災統括室	奈良市登大路町 30	0742-27-8425	
和歌山県	総務部危機管理局 防災企画課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2276	
徳島県	危機管理部 とくしまゼロ作戦課	徳島市万代町 1-1	088-621-2281	
名古屋市	防災危機管理局 危機対策課	名古屋市中区三の丸 3 丁目1-1	052-972-3584	
京都市	行財政局防災危機管理室	京都市中京区押小路通河原町 西入榎木 450-2	075-212-6792	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-7388	
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7605	
神戸市	危機管理室	神戸市中央区加納町 6-5-1	078-322-6232	

【県（本庁）】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県庁		大津市京町 4-1-1	(大代表) 077-528-3993	
知事公室 防災危機管理局	管理・情報係 消防・保安係 地震・防災係 危機管理・国民保護係 原子力防災室 防災航空係	〃  (蒲生郡日野町北脇 214-71)	077-528-3430 077-528-3431 077-528-3432 077-528-3445 077-528-3435 0748-52-6677	
知事公室 秘書課		〃	077-528-3021	
知事公室 広報課	報道係	〃	077-528-3042	
総合企画部 企画調整課	総務係	〃	077-528-3311	
総務部 人事課	総務・服務係	〃	077-528-3151	
琵琶湖環境部 環境政策課	総務係	〃	077-528-3351	
琵琶湖環境部 森林保全課	森林管理係	〃	077-528-3931	
健康医療福祉部 健康福祉政策課	総務係	〃	077-528-3511	
商工観光労働部 商工政策課	総務係	〃	077-528-3711	
農政水産部 農政課	企画・財産係	〃	077-528-3812	
農政水産部 農村振興課	農村整備・防災係	〃	077-528-3964	
土木交通部 監理課	総務係 技術管理係	〃	077-528-4110 077-528-4118	
土木交通部 道路課	防災保全係	〃	077-528-4133	
土木交通部 流域政策局 流域治水政策室	防災係	〃	077-528-4152	
土木交通部 砂防課	土砂災害防止係	〃	077-528-4192	
会計管理局 管理課	財務管理係	〃	077-528-4311	
教育委員会事務局 教育総務課	総務係	〃	077-528-4511	
企業庁 経営課	総務係	野洲市吉川 3382	077-589-4608	
病院事業庁 経営管理課	総務係	守山市守山五丁目 4-30	077-582-5106	

【県（関係地方機関）】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津土木事務所	管理調整課調整係	大津市松本一丁目 2-1	077-524-2832	
南部土木事務所	経理用地課防災・経理係	草津市草津 3-14-75	077-567-5433	
甲賀土木事務所	経理用地課防災・経理係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6153	
〃	青土ダム管理事務所	甲賀市土山町青土 151-4	0748-66-0294	
東近江土木事務所	経理用地課防災・経理係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7733	
〃	日野川ダム管理事務所	蒲生郡日野町村井 2022-8	0748-52-0833	
湖東土木事務所	経理用地課防災・経理係	彦根市元町 4-1	0749-27-2241	
〃	宇曾川ダム管理事務所	東近江市平柳町 1-6	0749-45-0622	
長浜土木事務所	経理用地課防災・経理係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6636	
〃	姉川ダム管理事務所	米原市曲谷 869	0749-59-0061	
長浜土木事務所 木之本支所	管理課管理調整係	長浜市木之本町黒田 1234	0749-82-3705	
〃	余呉川管理事務所	長浜市余呉町下余呉 1882-1	0749-86-3041	
高島土木事務所	経理用地課防災・経理係	高島市今津町今津 1758	0740-22-6043	
〃	石田川ダム管理事務所	高島市今津町角川 529	0740-24-0011	
西部県税事務所	管理課	大津市松本一丁目 2-1	077-522-9805	
〃	高島納税課	高島市新旭町北畑 565	0740-25-8012	
南部県税事務所	納税課	草津市草津 3-14-75	077-567-5406	
中部県税事務所	納税課	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7706	
〃	甲賀納税課	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6106	
東北部県税事務所	納税課	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6605	
〃	湖東納税課	彦根市元町 4-1	0749-27-2206	
南部環境事務所	環境保全係	草津市草津 3-14-75	077-567-5444	
甲賀環境事務所		甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6133	
東近江環境事務所	環境保全係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7758	
湖東環境事務所		彦根市元町 4-1	0749-27-2255	
湖北環境事務所	環境保全係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6650	
高島環境事務所		高島市今津町今津 1758	0740-22-6066	
南部流域下水道事務所 湖南中部浄化センター	総務係	草津市矢橋町字帰帆 2108	077-564-1900	
南部流域下水道事務所 湖西浄化センター	湖西施設管理係	大津市苗鹿三丁目 1-1	077-579-4611	
北部流域下水道事務所 東北部浄化センター	総務係	彦根市松原町 1550	0749-26-6633	

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
北部流域下水道事務所 高島浄化センター	高島施設管理係	高島市今津町今津 448-106	0740-22-5255	
西部・南部 森林整備事務所	治山林道係	大津市松本一丁目 2-1	077-527-0657	
〃	高島支所	高島市今津町今津 1758	0740-22-6029	
甲賀森林整備事務所	治山林道係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6118	
中部森林整備事務所	治山林道係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7719	
湖北森林整備事務所	治山林道係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6619	
林業普及センター		野洲市北桜 978-95	077-587-2656	
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	総務係	草津市草津 3-14-75	077-562-3527	
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	総務係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6111	
東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	総務係	東近江市八日市緑町 8-22	0748-22-1253	
湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	総務係	彦根市和田町 41	0749-22-1770	
湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	総務係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6660	
高島健康福祉事務所 (高島保健所)	医療福祉連携係	高島市今津町今津 448-45	0740-22-2505	
大津・南部 農業農村振興事務所	田園振興課	草津市草津 3-14-75	077-567-5415	
甲賀農業農村振興事務所	田園振興課	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6121	
東近江 農業農村振興事務所	田園振興課	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7722	
〃	永源寺ダム管理支所	東近江市永源寺相谷町 34-7	0748-27-0058	
湖東農業農村振興事務所	田園振興課	彦根市元町 4-1	0749-27-2222	
湖北農業農村振興事務所	田園振興課	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6620	
高島農業農村振興事務所	田園振興課	高島市今津町今津 1758	0740-22-6034	
家畜保健衛生所		近江八幡市西本郷町 226-1	0748-37-7511	
病虫害防除所		近江八幡市安土町大中 516	0748-46-4926	
農業技術振興センター		近江八幡市安土町大中 516	0748-46-3081	
畜産技術振興センター		蒲生郡日野町山本 695	0748-52-1221	
水産試験場		彦根市八坂町 2138-3	0749-28-1611	
芹谷地域振興事務所		彦根市元町 4-1	0749-27-2261	
北川水源地域振興事務所		高島市朽木市場 697	0740-38-3145	
消防学校		東近江市神郷町 314	0748-42-1000	
東京本部		東京都千代田区平河町 2-6-3都 道府県会館 8F	03-5212-9107	

【県（公社）】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県造林公社		大津市松本一丁目 2-1	077-522-8349	
滋賀県道路公社		大津市松本一丁目 2-1	077-524-0141	
滋賀県土地開発公社		大津市松本一丁目 2-1	077-522-2489	
滋賀県環境事業公社		甲賀市甲賀町神 645	0748-88-9191	

【警察関係】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県警察本部	警備第二課	大津市打出浜 1 番 10 号	077-522-1231	
警察本部機動警察隊		蒲生郡日野町北脇 1-3	0748-53-1301	
大津警察署	警備課	大津市打出浜 12-7	077-522-1234	
草津警察署	〃	草津市大路二丁目 11-16	077-563-0110	
守山警察署	〃	守山市金森町 494	077-583-0110	
甲賀警察署	〃	甲賀市水口町水口 6026	0748-62-4155	
近江八幡警察署	〃	近江八幡市土田町 1322-1	0748-32-0110	
東近江警察署	〃	東近江市八日市緑町 26-18	0748-24-0110	
彦根警察署	〃	彦根市古沢町 660-3	0749-27-0110	
米原警察署	〃	米原市米原 1092	0749-52-0110	
長浜警察署	〃	長浜市八幡中山町 300	0749-62-0110	
木之本警察署	〃	長浜市木之本町木之本 1536	0749-82-3021	
高島警察署	〃	高島市今津町中沼二丁目 4	0740-22-0110	
大津北警察署	〃	大津市真野二丁目 20-23	077-573-1234	

【市町】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津市	総務部危機・防災対策課	大津市御陵町3-1	077-528-2616	
	大津市保健所	大津市におの浜4-4-5	077-522-6755	
彦根市	市長直轄組織危機管理課	彦根市元町4-2	0749-30-6150	
長浜市	防災危機管理局	長浜市八幡東町632	0749-65-6555	
近江八幡市	市民部危機管理課	近江八幡市小船木町819	0748-33-4192	
草津市	総合政策部危機管理課	草津市草津3-13-30	077-561-2325	
守山市	総合政策部危機管理局 危機管理課	守山市吉身2-5-22	077-582-1119	
栗東市	市民政策部危機管理課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0109	
甲賀市	危機管理課	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2103	
野洲市	市民部危機管理課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6089	
湖南市	危機管理局危機管理・防災課	湖南市中央1-1	0748-71-2311	
高島市	政策部危機管理局防災課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8133	
東近江市	総務部防災危機管理課	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5617	
米原市	政策推進部市長公室防災 危機管理課	米原市米原1016	0749-53-5161	
日野町	総務課	蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-6500	
竜王町	生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703	
愛荘町	くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699	
豊郷町	総務課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8111	
甲良町	総務課	犬上郡甲良町在士353-1	0749-38-3311	
多賀町	総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120	
滋賀県市長会		大津市京町四丁目4-3-28	077-522-2711	
滋賀県町村会		大津市松本1-2-1	077-526-2222	

【消防機関】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津市消防局	警防課	大津市御陵町3-1	077-522-0119	
北消防署		大津市真野二丁目23-1	077-572-0119	
中消防署		大津市御陵町3-1	077-525-0119	
南消防署		大津市光が丘5-7	077-533-0119	
東消防署		大津市大江四丁目18-1	077-543-0119	
湖南広域消防局	消防救助課	栗東市小柿三丁目1-1	077-552-1234	
東消防署		野洲市辻町488	077-587-1119	
西消防署		草津市上笠町477-1	077-568-0119	

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
南消防署		草津市野路九丁目1-46	077-564-4951	
中消防署		栗東市小柿三丁目1-1	077-552-0119	
北消防署		守山市石田町377-1	077-584-2119	
甲賀広域行政組合 消防本部	警防課	甲賀市水口町水口6218	0748-62-0119	
水口消防署		甲賀市水口町水口6218	0748-63-1119	
甲南消防署		甲賀市甲南町池田3578-1	0748-86-3119	
信楽消防署		甲賀市信楽町長野1306-6	0748-82-0119	
湖南中央消防署		湖南市中央一丁目1	0748-72-0119	
東近江行政組合 消防本部	警防課	東近江市東今崎町5-33	0748-22-7600	
近江八幡消防署		近江八幡市小船木町819	0748-33-5119	
八日市消防署		東近江市東今崎町5-33	0748-22-7610	
日野消防署		蒲生郡日野町大谷970	0748-52-0119	
能登川消防署		東近江市能登川町1711	0748-42-0119	
愛知消防署		東近江市小八木町16	0749-45-4119	
彦根市消防本部	警防課	彦根市西今町415	0749-22-0119	
彦根市消防署		彦根市西今町415	0749-22-6119	
湖北地域消防本部	警防課	長浜市平方町1135	0749-62-0444	
長浜消防署		長浜市平方町1135	0749-62-9194	
米原消防署		米原市長岡2811-1	0749-55-0108	
米原消防署米原出 張所	消防係	米原市朝妻筑摩2438	0749-59-0119	
米原消防署伊吹出 張所	消防係	米原市曲谷47-1	0749-59-0111	
長浜消防署東浅井 分署	消防係	長浜市五村151	0749-73-2561	
長浜消防署伊香分 署	消防係	長浜市木之本町大音151	0749-82-2361	
高島市消防本部	警防課	高島市今津町日置前5150	0740-22-1234	
北部消防署		高島市今津町日置前5150	0740-22-1234	
南部消防署		高島市安曇川町青柳696-1	0740-32-1212	
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	大津市京町3-4-28	077-522-1965	



【その他の県内関係機関】

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県社会福祉協議会		草津市笠山7丁目8-138	077-567-3920	
滋賀県生活協同組合連合会		野洲市富波甲972	077-518-0072	
滋賀県森林組合連合会		大津市におの浜 4-1-20	077-522-4658	
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	総務課	大津市京町 4-3-38	077-521-1667	

### 資料3 市の各課等における平素の業務

【市国民保護対策本部各班の任務分担表】

部局（班）名	課名	平素の業務
政策推進部 （本部事務局）	防災危機管理課 秘書室	対策本部事務局の庶務に関する事 各班の業務調整に関する事 警報受信および伝達に関する事 情報の収集および伝達に関する事 職員の動員配置に関する事 消防団に関する事 避難住民等に対する物資の備蓄に関する事 関係機関・関係部局の連絡調整に関する事 自衛隊の災害派遣に関する事 訓練の計画・実施に係る総括に関する事 計画・体制の見直しに係る総括に関する事 特殊標章等の交付、許可に関する事 公共交通機関との連絡調整に関する事 安全なまちづくりに関する事 秘書に関する事
政策推進部 （広報班）	政策推進課 情報政策課	広報活動に関する事 被害記録の収集保存に関する事 報道機関との連絡調整に関する事 総務班の実施事項の応援
総務部 （総務班）	総務課 財政契約課 人権政策課	本庁舎の管理、運用、調査に関する事 職員の服務、給与に関する事 職員の動員、派遣要請、受入に関する事 職員の公務災害補償に関する事 派遣職員等の応急宿舎に関する事 その他班に属さない事項 関係予算に関する事 市有財産の応急対策および被害調査に関する事 人権尊重の視点の確保に関する事 男女共同参画の視点の確保に関する事 外国人に対する広報、避難等に関する事 外国人の安否情報の収集体制整備等に関する事
会計室 （総務班）		必要な物品の購入契約に関する事 必要な費用の出納に関する事 義援金品の保管に関する事 関係経費の支出に関する事 その他会計に属する事
議会事務局 （総務班）		被害対策に関する事 総務班実施事項の応援
監査委員事務局 （総務班）		総務班実施事項の応援

部局（班）名	課 名	平 素 の 業 務
市民部 （市民生活班）	税務課 収納対策課 市民保険課	被害に伴う市税の減免等の調査に関する事 所管する施設の対策に関する事 他班実施事項の応援
市民部 （市民班）	自治環境課 地域振興課	被害情報の収集および取りまとめに関する事 本部との連絡調整に関する事 自治会・自主防災組織との連絡調整に関する事 避難所の開設・運営業務への連携に関する事 行方不明者、死者等の捜査に関する事 他班実施事項の応援
くらし支援部 こども未来局 （医療福祉班）	子育て支援課 保育幼稚園課	避難所の開設・運営業務への連携に関する事 保育所に関する事 児童の安全確保および支援に関する事 所管する施設の対策に関する事
くらし支援部 （医療福祉班）	福祉政策課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり課 新型コロナウイルス ワクチン接種推 進室	要配慮者対策に関する事 義援金品見舞金の募集および配分に関する事 防疫に関する事 心身障害児・者の安全確保および支援に関する事 ボランティア等の支援に関する事 高齢者の安全確保および支援に関する事 保健、衛生に関する事 所管する施設の対策に関する事 医療、助産、医薬品等に関する事 医療機関等の保全および機能回復に関する事 その他医療に属する事

部局（班）名	課 名	平 素 の 業 務
まち整備部 経済振興局 （社会基盤班）	シティセールス課 農政商工課	応急食料および飲料水の供給に関する事 生活必需品等の供給に関する事 死体の埋葬に関する事 農林水産関係の対策に関する事 商工観光関係の対策に関する事 生活環境班に属する被害状況の収集に関する事 土地改良施設等の対策に関する事 環境衛生に関する事 廃棄物処理に関する事 所管する施設の対策に関する事 トラック等物資輸送手段の確保、手配に関する事 観光客に対する広報に関する事 観光施設等との連絡調整に関する事 商工団体との連絡調整に関する事 労働関係機関・団体との連絡調整に関する事 旅館等宿泊施設の把握 農業・水産業関係団体との連絡調整に関する事 農薬・肥料の適正な保管管理指導に関する事 家畜の防疫および家畜伝染病の予防に関する事 漁船に関する事 食糧供給業者の把握に関する事 営農指導に関する事 林道の設置、保全に関する事 林業施設の保全に関する事 被害による復旧用木材の調整に関する事 環境汚染の防止に係る調整に関する事 自然公園や自然公園施設等の維持管理に関する事 火葬場施設の把握 家庭動物等の把握・処理 その他農林水産、商工観光に属する事

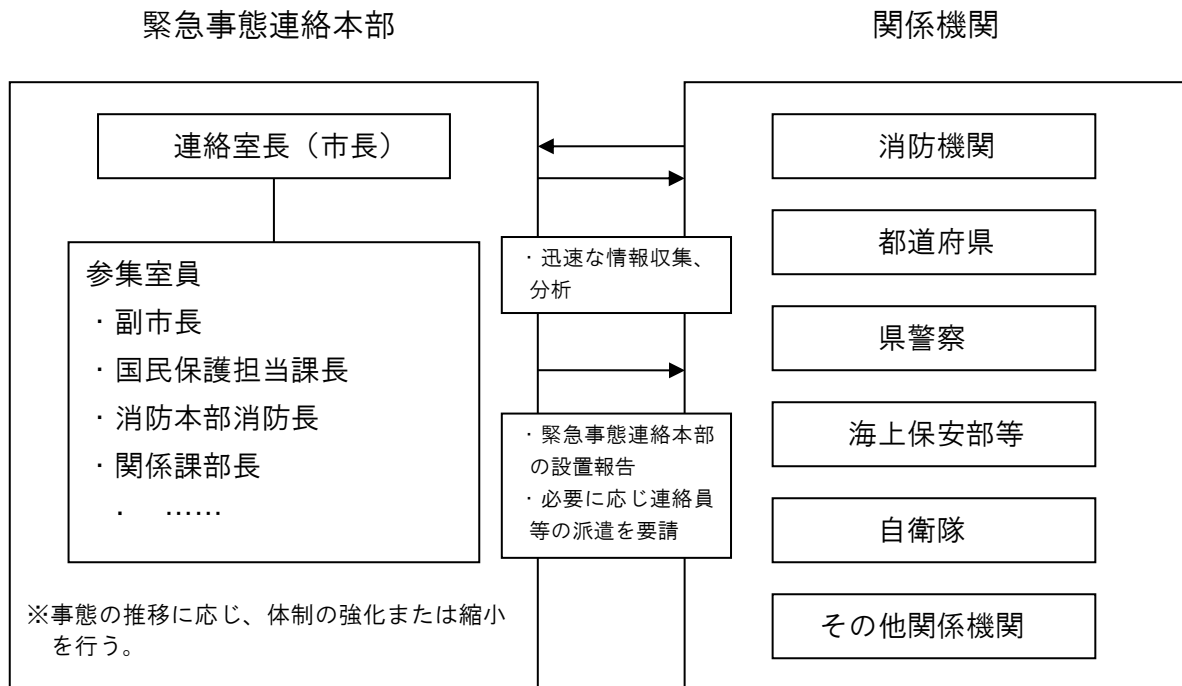
部局（班）名	課 名	平 素 の 業 務
まち整備部 （社会基盤班）	建 設 課 都市計画課 上下水道課 まち保全課	道路、河川、橋梁等の土木施設の対策に関すること 道路状況の把握、確保に関すること 河川等の把握、対策、復旧に関すること 対策のための工事用資材の調達に関すること 公営住宅等の災害対策に関すること 給水に関すること 水道施設の対策に関すること 下水道施設の対策に関すること 治水ダム状況の把握、対策、復旧に関すること 砂防、急傾斜地、地すべり対策施設等の把握、 砂防、急傾斜地、地すべり対策施設等の対策に関すること 建設地把握、協定に関すること 建築制限、緩和に関すること 建物の危険度調査に関すること 避難所、応急仮設住宅の建設等に関すること 鉄道駅等の把握、対策、復旧に関すること 水道施設の構造把握 下水道施設の状況把握と維持管理に関すること 下水道施設の対応能力の強化に関すること その他建設・水道・下水道に属すること
農業委員会事務局 （社会基盤班）		生活環境班実施事項の応援

部局（班）名	課 名	平 素 の 業 務
教育部 （避難支援班）	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ推進課	避難所の開設に関する事 避難施設の運営体制整備に関する事 教育財産の対策に関する事 教育財産の被害調査に関する事 教育財産の避難所開放に関する事 教育部内職員の動員、配置に関する事 教育関係義援金品の受領、保管、配分に関する事 給食施設の対策に関する事 被害時の学校給食の対策に関する事 生徒、児童の応急援護に関する事 応急教育に関する事 生徒、児童の学用品に関する事 その他学校教育に属する事 学校教職員の応急救護訓練に関する事 学校の環境衛生に関する事 社会教育財産の対策に関する事 社会教育財産の被害調査に関する事 社会教育財産の避難所開放に関する事 社会教育団体の連絡調整に関する事 文化財の保護に関する事 文化施設等の災害時に備えた適正な管理運営

## 資料4 生活関連等施設の種類および所管省庁、所管県担当部局

国民保護 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物	厚生労働省	健康医療福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒薬、劇薬	厚生労働省 農林水産省	健康医療福祉部 農政水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康医療福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	

資料5 市緊急事態連絡本部の構成等＜イメージ＞



【災害対策基本法との関係について】

	事案知覚等	事態認定	本部設置指定※1
体制	緊急事態連絡本部 〈※2 被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当〉 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置可能		市国民保護対策本部
対処措置	消防法に基づく措置 (例：消防警戒区域設定、救急業務)	国民保護法に基づく措置 (例：退避の指示、本部設置指定要請)	国民保護措置 (例：警報伝達、避難実施要領作成、避難住民の誘導等)
	〈※2 被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当〉 災害対策基本法に基づく各種措置が実施可能 (例：避難の指示、物件の除去)		

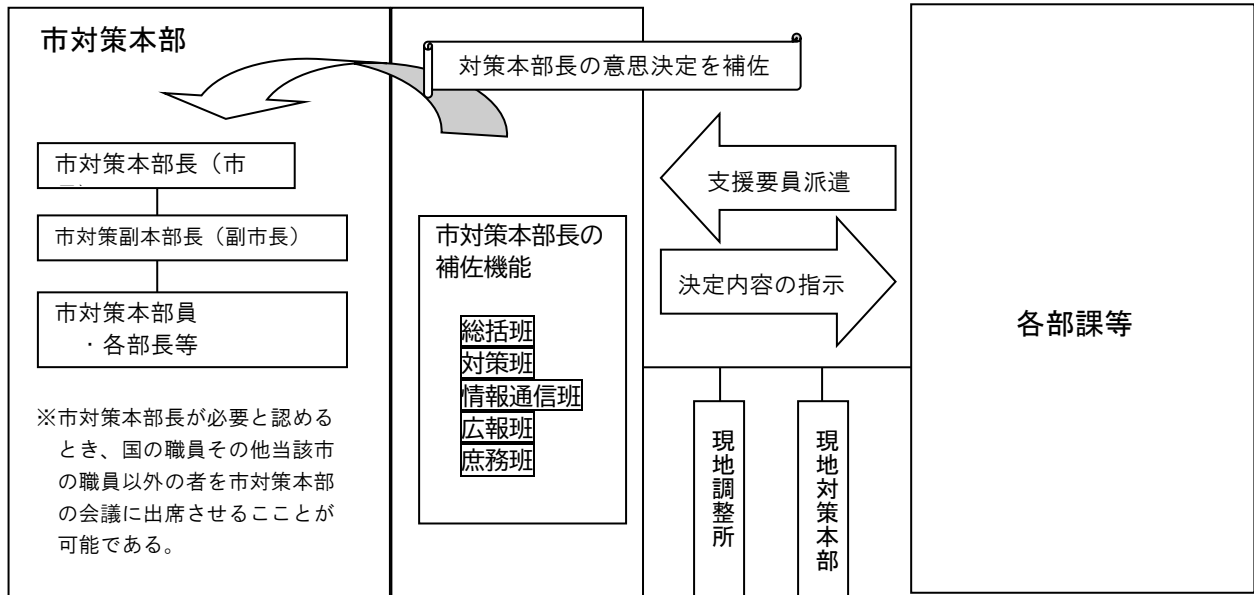
※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は、事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている。



## 資料6 市対策本部の組織構成および各班の任務分担表<イメージ>

### 【市対策本部の組織および機能】



※市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施する。市対策本部には、各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

### 【市対策本部長の補佐機能の編成例】

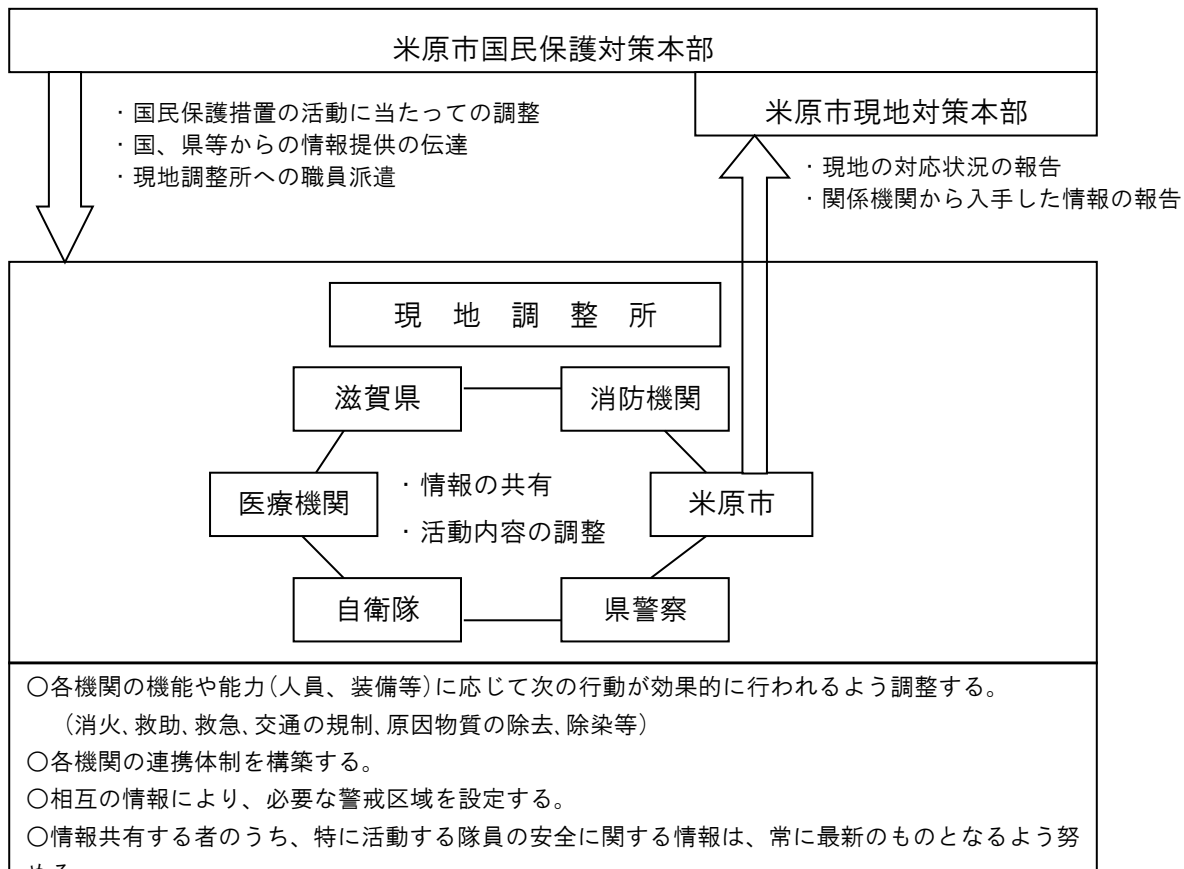
	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定にかかる補佐</li> <li>市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町に対する応援を求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請および受入等広域応援に関する事項</li> <li>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理および集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報、○避難や救援の実施状況、○災害への対応状況</li> <li>○安否情報、○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</li> <li>市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

## 資料7 関係報道機関一覧

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
日本放送協会 大津放送局		大津市打出浜 3-30	077-522-5101	
(株)京都放送滋賀支社		大津市京町 4-3-33	077-522-8317	
びわ湖放送(株)		大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	
(株)エフエム滋賀		大津市西の庄 19-10	077-527-0814	
朝日放送テレビ(株)		大阪市福島区福島 1 丁目 1-30	06-6457-5311	
関西テレビ放送(株)		大阪市北区扇町 2 丁目 1-7	06-6314-8888	
(株)毎日放送		大阪市北区茶屋町 17-1	06-6377-4267	
讀賣テレビ放送(株)		大阪市中央区城見 2 丁目 2-33	06-6947-2111	
朝日新聞社大津総局		大津市京町 3-5-12	077-524-6601	
京都新聞社滋賀本社		大津市京町 4-3-33	077-523-3131	
共同通信社大津支局		大津市京町 4-3-33	077-522-3762	
産経新聞社大津支局		大津市中央 1-3-2	077-522-6628	
時事通信社大津支局		大津市打出浜 2-1 (コラボし が 2 1 4 階)	077-522-3915	
中日新聞社大津支局		大津市中央 4-4-23	077-523-3388	
日本経済新聞社大津支局		大津市中央 3-1-8	077-522-4455	
毎日新聞社大津支局		大津市打出浜 3-16	077-524-6655	
読売新聞社大津支局		大津市打出浜 13-1	077-522-6691	

## 資料8 現地調整所

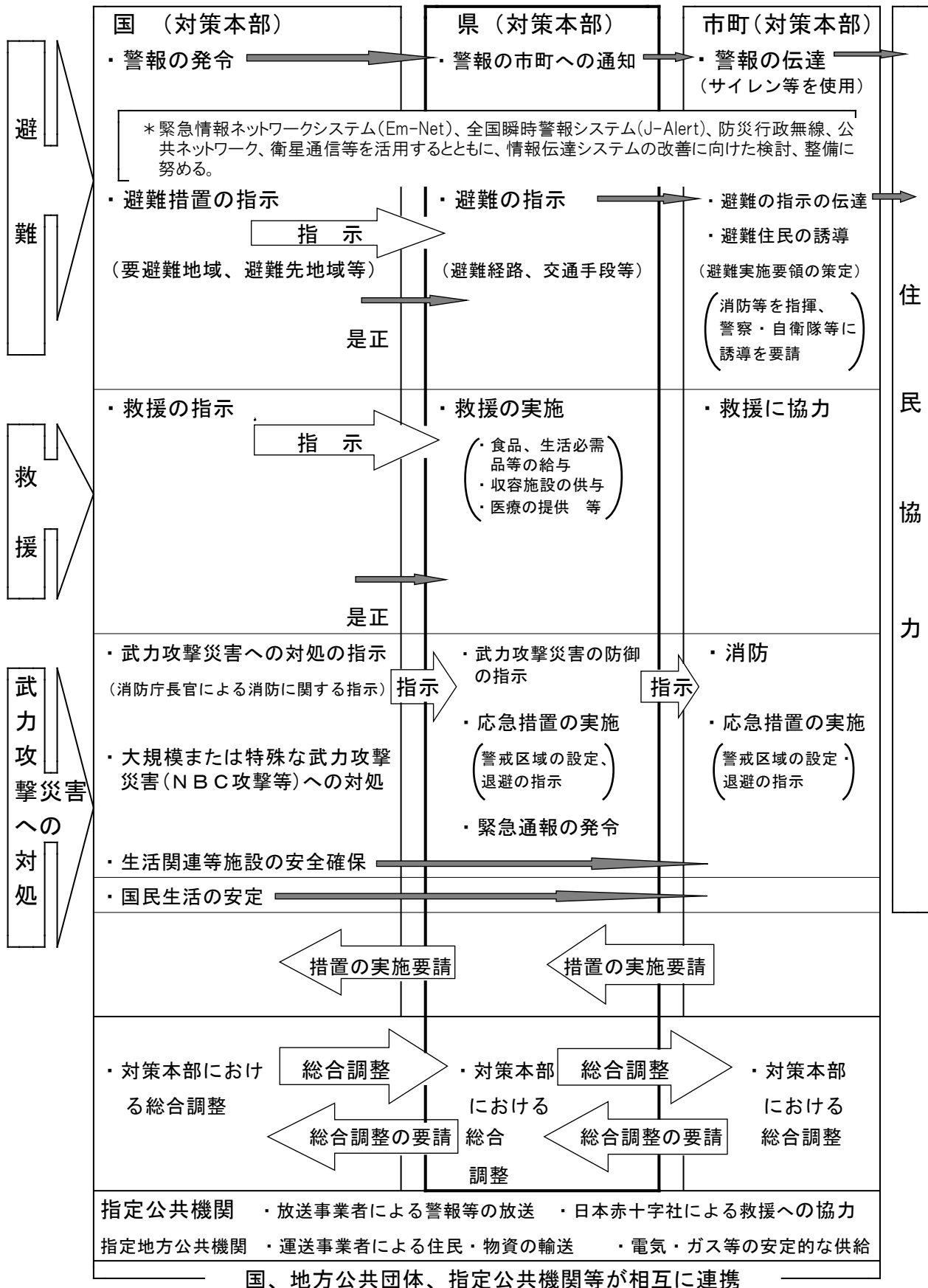
### 【現地調整所の組織編成例】



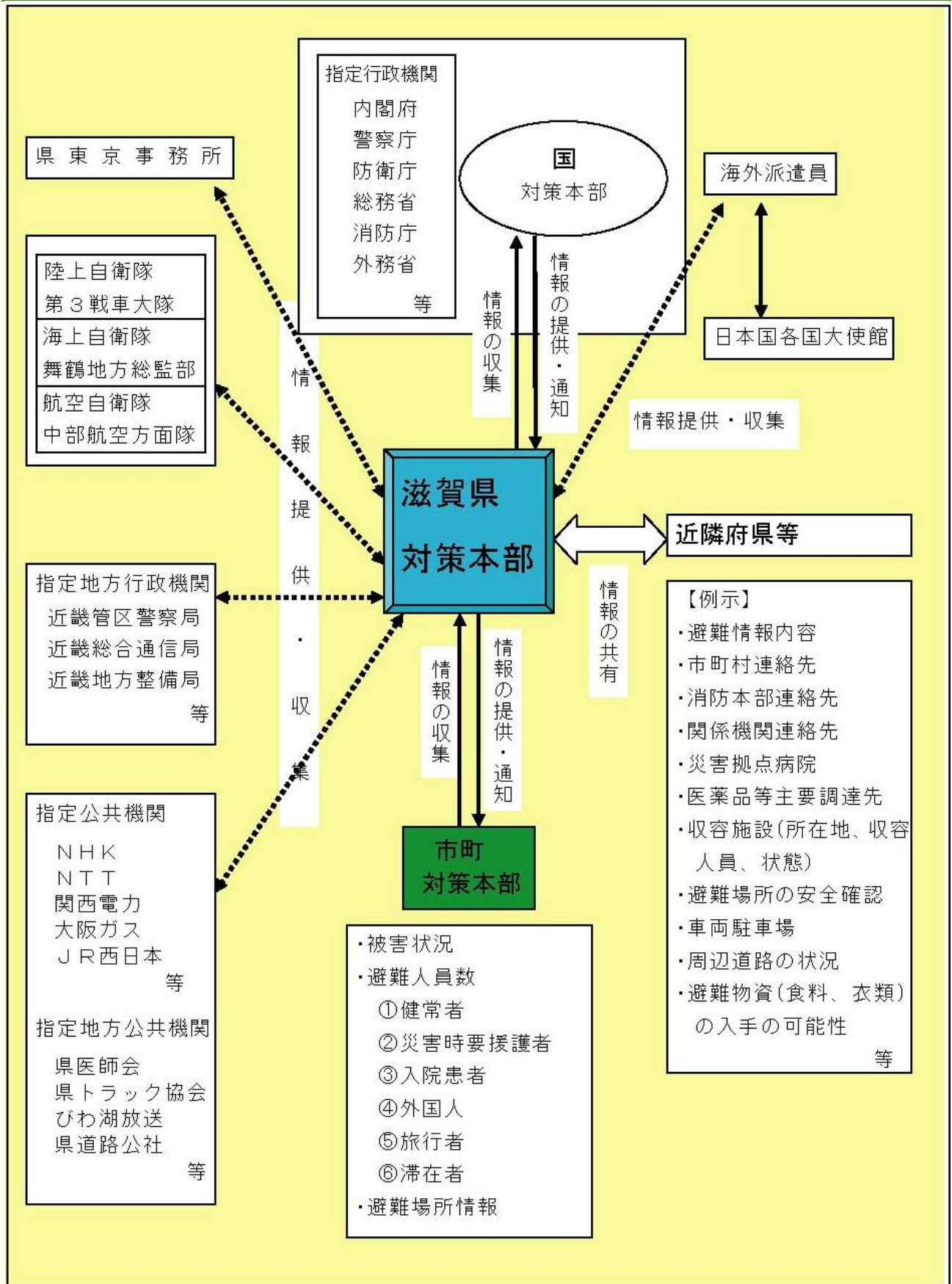
### 【現地調整所の性格について】

- 現地調整所は、現場に到着した関係機関が、原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。  
例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられる。
- 現地調整所は、事態発生の現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
現地調整所の設置により、米原市は、消防機関による消火活動および救助・救急活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や、権限を行使することが可能となる。  
また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- 現地調整所については、必要と判断した場合には、米原市における保護措置を総合的に推進する役割を担う米原市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、米原市の職員を積極的に参画させることが必要である。  
このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、米原市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。  
なお、現地調整所で調整する関係機関のメンバーを、あらかじめ定めることは困難であるが、米原市は、市国民保護協議会や訓練等を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うように努めるものとする。

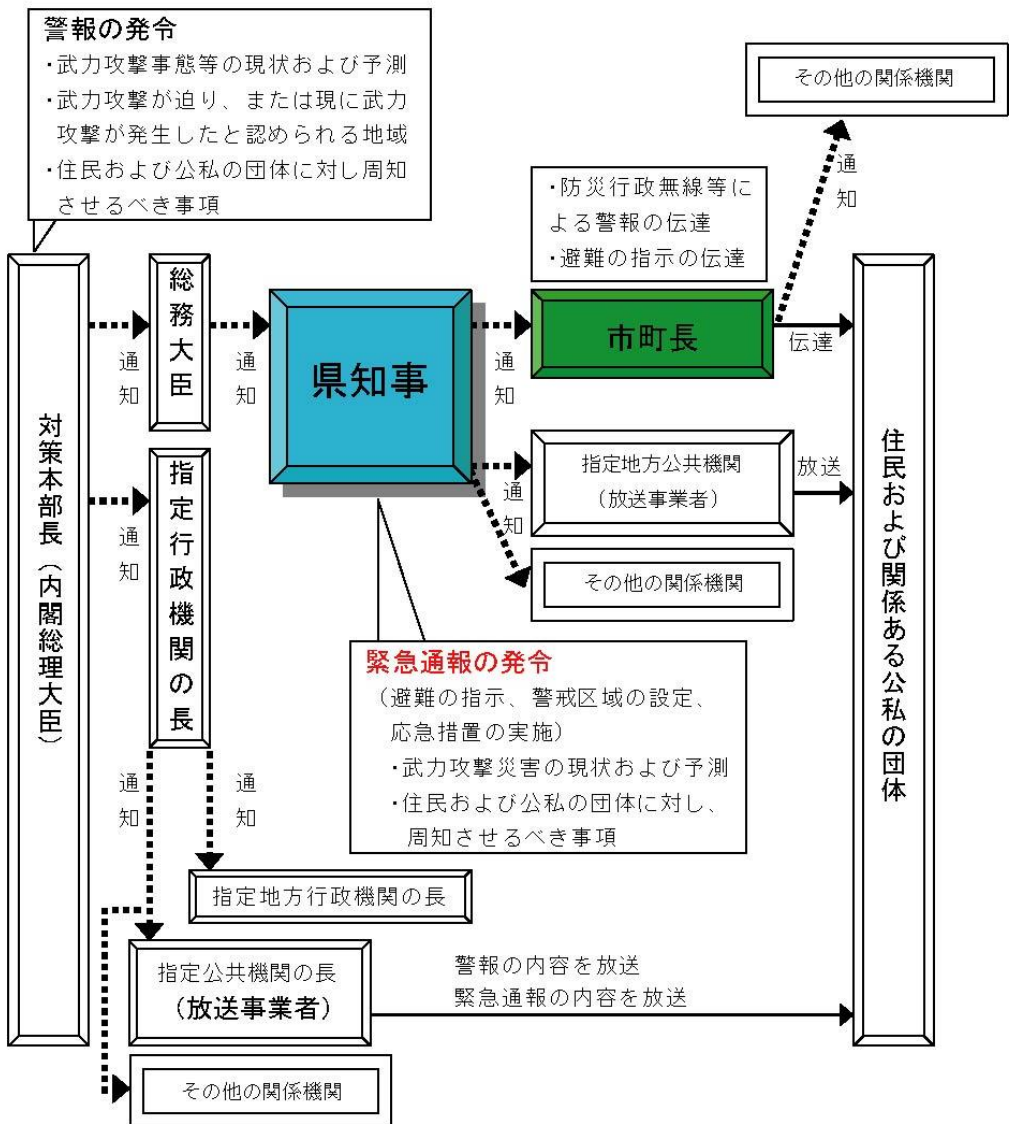
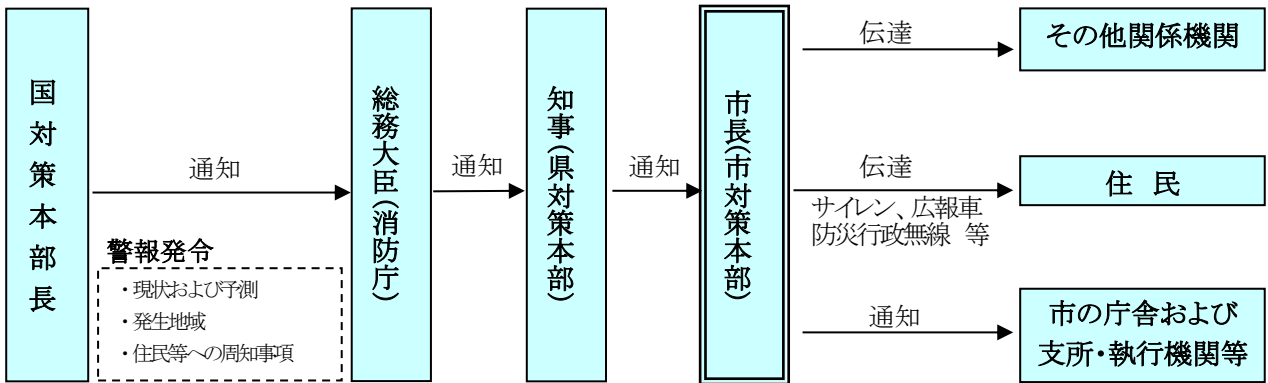
資料9 国民の保護に関する措置の仕組み



## 資料 10 情報の収集・伝達の流れ



# 資料 11 警報の発令等の流れ



○県の役割

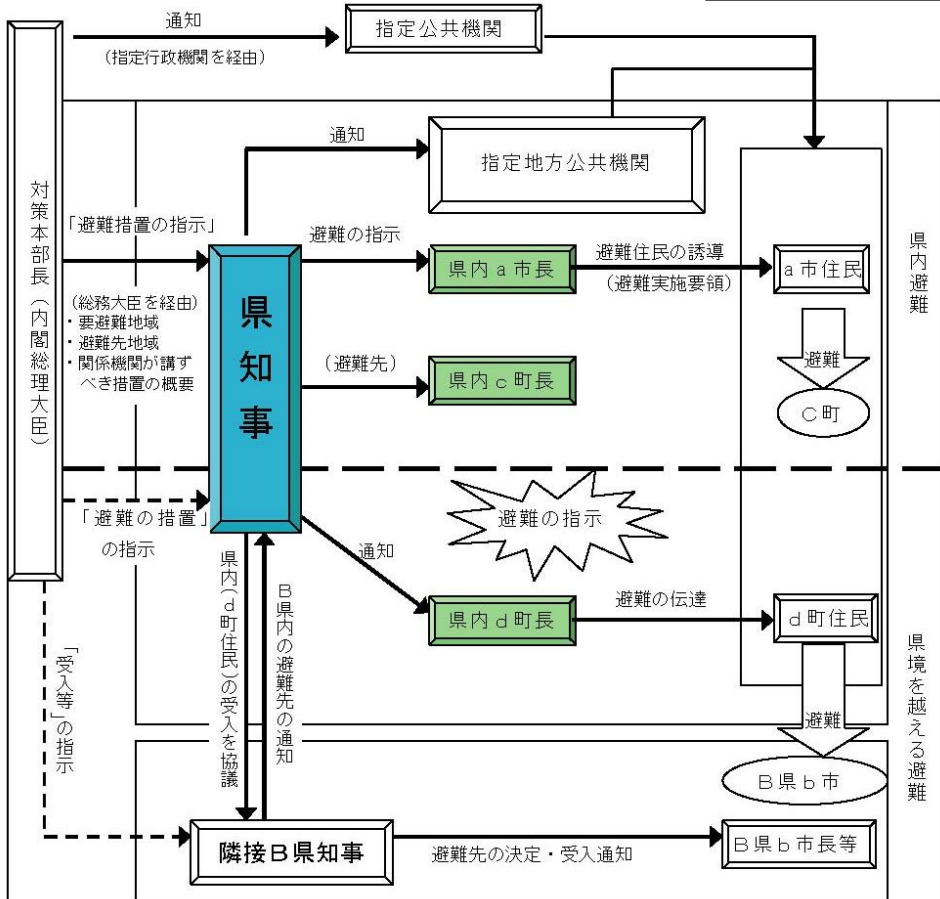
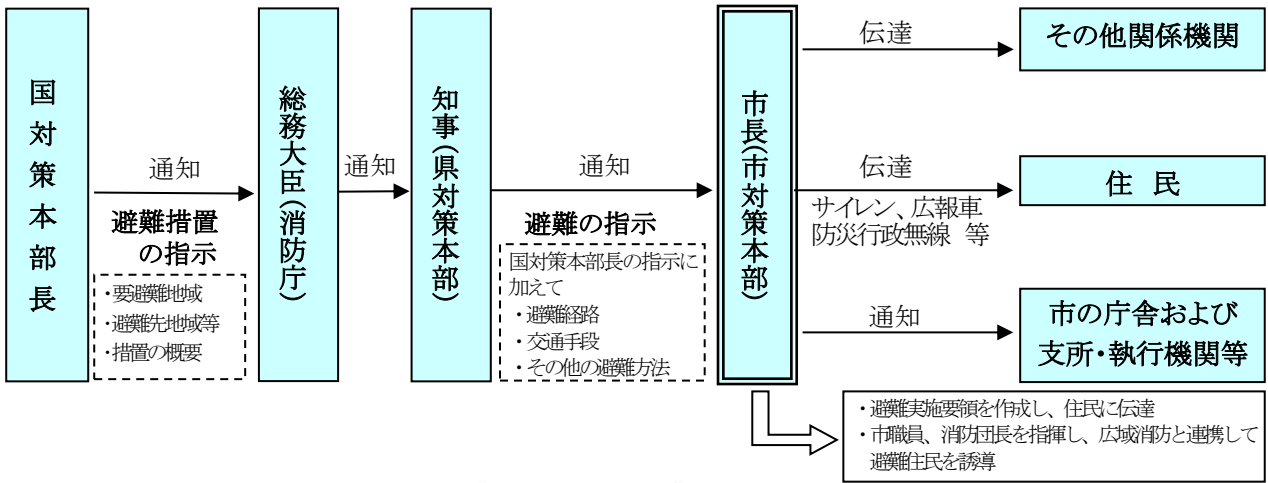
- ・国が発令した警報を市町、その他の執行機関、指定地方公共機関(放送事業者含む)、その他の関係機関に通知をする。

○市町の役割

- ・国が発令した警報等を防災行政無線等により住民等に伝達する。



## 資料 12 避難の指示の流れ



○県の役割

- 知事は、国の避難措置の指示を受けて住民に対し避難を指示する。
- 都道府県の区域を超えて避難を指示するときは、避難先の知事に対し、受入を協議する。
- 知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定する。

○市町の役割

- 市町長は、職員を指揮し、避難住民を誘導する。
- 消防は、市町長の命を受け、他の機関と一体となって避難住民を誘導する。

## 資料 13 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】

### 1 屋内への退避を指示する場合

#### (1) NBC攻撃と判断されるような場合

住民が何らかの防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触の少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

#### (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合

屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

### 2 退避の指示に伴う措置

(1) 退避の指示の住民への伝達（広報車等）を速やかに実施するとともに、退避の必要がなくなったときは、住民が十分に了知できる方法（広報車、立看板等）でその旨を公表する。

(2) 退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その関係機関に速やかに通知する。

(3) 通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

### 3 警察官による退避の指示

市町長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、または要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

## ゲリラ・特殊部隊の場合

●突発的に被害が発生することも考えられる。

●被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的

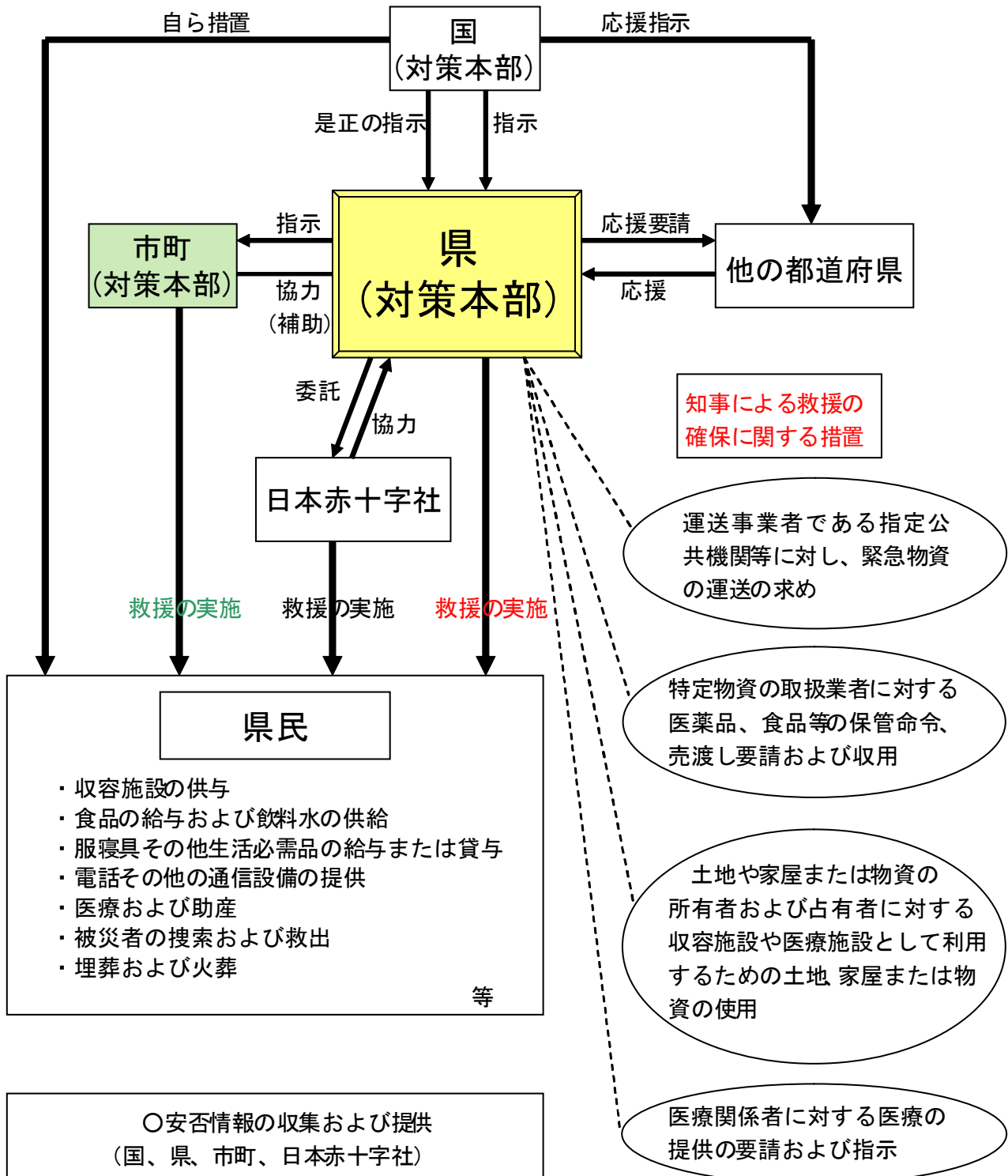
攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある。



●NBCやダーティーボムが使用されることもある。

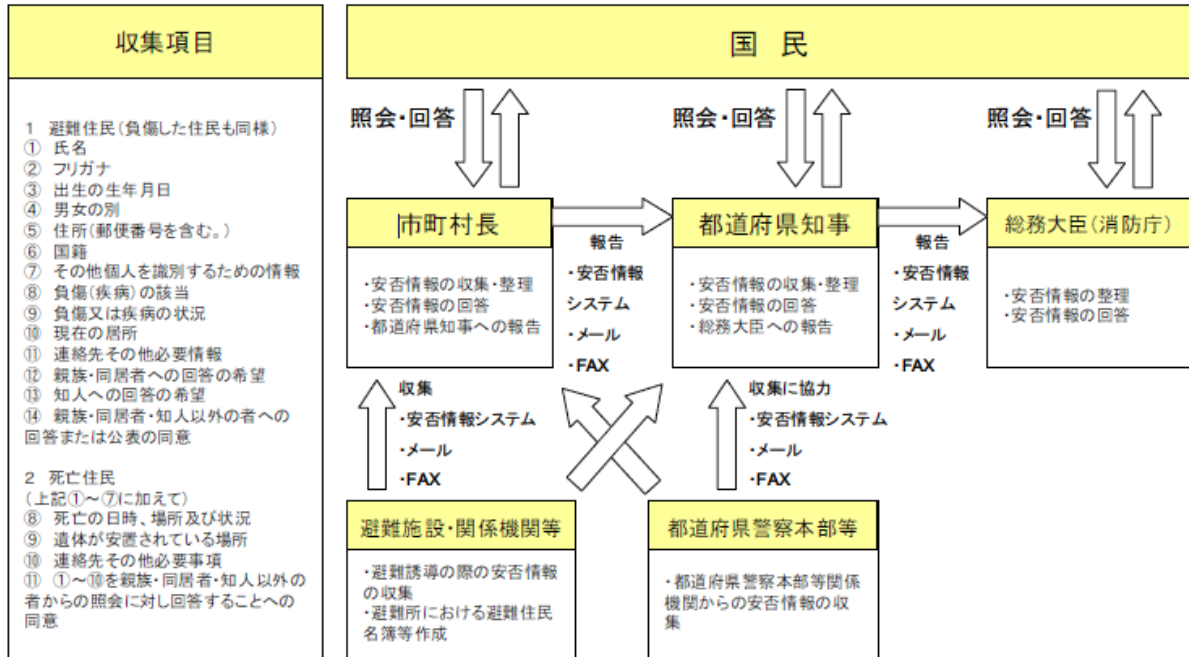


資料 14 救援の実施の流れ

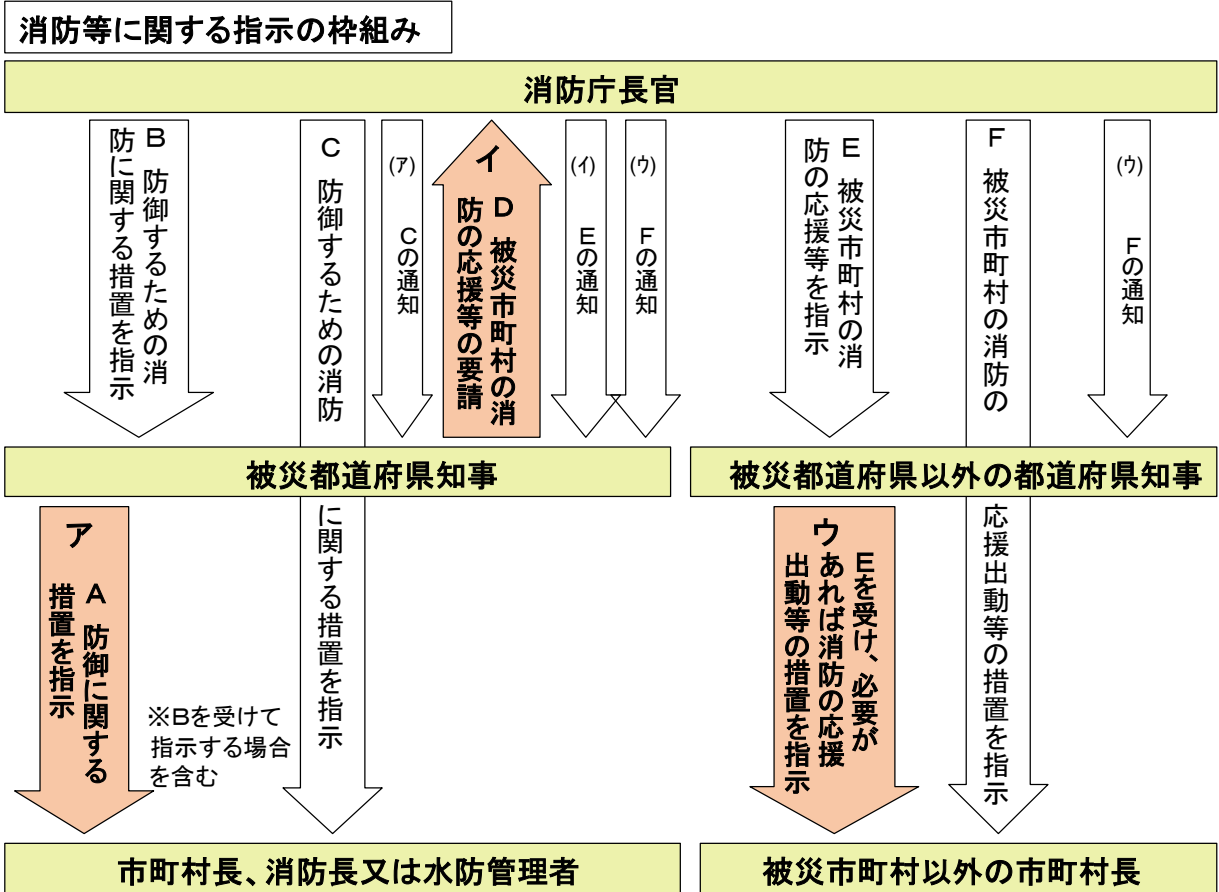


資料 15 安否情報の収集・整理・提供の流れ

安否情報収集・整理・提供の流れ



資料 16 消防に関する指示の枠組み



※図中のア～ウは、それぞれ県計画本編 P. 81 の (2) ア～ウに対応しており、(7)～(ウ)はそれぞれ県計画本編 P. 82 (7)～(ウ)に対応している。

## 資料 17 生活関連等施設の安全確保の留意点

（「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成 27 年 4 月内閣官房一部変更）を転記）

# 生活関連等施設の安全確保の留意点 （平成 27 年 4 月）

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）

1. 総務省関係	34
2. 総務省消防庁関係	36
3. 文部科学省関係	38
4. 厚生労働省関係	39
5. 農林水産省関係	47
6. 経済産業省関係	50
7. 国土交通省関係	59
8. 原子力規制庁関係	64

## 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月  
総務省

### 1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第 27 条第 5 号）

### 2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）に定める対策の実施に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第 27 条第 6 号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号）

2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所
  - ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
  - ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
  - ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他（（1）、（2）を除く）の危険物施設
  - ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

(2) 武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・ 特に、2（1）及び（2）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第 12 条の 3 にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。



- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 3 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

**【事業者】**

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 1 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 2 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 03-5253-7524

FAX 03-3581-7534

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
  - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
  - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
  - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
  - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
  - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
  - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
  - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
  - ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
  - ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

## 4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
電話 03-6734-4113  
FAX 03-6734-4114

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第 27 条第 3 号）

2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課  
電話 03-3595-2368  
FAX 03-3503-7963

## 1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

## 2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

## 3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

### ○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
  - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
  - ※ 不審者に容易に見つけれ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
  - ※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
  - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
  - ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
  - ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
  - ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備
- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

### ○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
  - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
  - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができる

よう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供

※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供

- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。

※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討

※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める

- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
- ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

#### ○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・ 応急措置体制を整備する。

※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法

- ・ 避難体制を整備する。

※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める

- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。

※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努め

る。

- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月  
厚生労働省

### 1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

### 3. 安全確保の留意点

#### ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

#### ○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講ずるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

#### ○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への

避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。

- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111 (2712)

FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111 (2739)

FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111 (2756)

FAX 03-3508-4364



## 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 27 年 4 月

厚生労働省

### 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）。

### 2. 施設の特性

(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。

(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

### 3. 安全確保の留意点

(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。

(2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。

② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。

③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。

④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。

⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。

⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。

⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

### 4. 所管省庁の連絡先

#### 【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

#### 【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

【病院に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

【医薬品産業に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【衛生検査所に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室

電話 03-3595-2194

FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 03-3595-2257

FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

## 1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬の取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

## 2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

## 3. 安全確保の留意点

### ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

### ○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講ずるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

### ○ その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。

- ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

FAX 03-3502-8275

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月

農林水産省

### 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

### 2. 施設の特徴

（1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。

（2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙 1 に示すものとする。

### 3. 安全確保の留意点

（1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙 1 に掲げる病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。

（2）生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。

② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。

③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。

④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。

⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。

⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。

⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。

⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項 各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

### 4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力 5 万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧 10 万ボルト以上）（国民保護法施行令第 27 条第 1 号）

2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第 27 条第 2 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）第 6 条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

### 2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357



## 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号）

2. 施設の特徴

- ・ L N G タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成 27 年 4 月  
経済産業省

### 1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

FAX 03-3501-0197

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室  
電話 03-3580-0937  
FAX 03-3580-7319

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第 27 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

②避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

①自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起
- ・ 協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線 40182、40183）

（直通）03-4416-5119

FAX 03-5253-1634

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第 27 条第 7 号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線 46283）（直通）03-5253-8070

FAX 03-5253-1654



生活関連等施設の安全確保の留意点  
(滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成 27 年 4 月  
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第 27 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

② 施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

① 自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

② 住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③ 施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話（代表）03-5253-8111（内線 48179）

（直通）03-5253-8696

FAX 03-3580-5233

（航空保安施設）

交通管制部交通管制企画課

電話（代表）03-5253-8111（内線 51123）

（直通）03-5253-8739

FAX 03-5253-1663

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成 27 年 4 月  
国土交通省

### 1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第 27 条第 9 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

### 3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

### 4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話（代表）03-5253-8111（内線 35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 28 条第 7 項）

2. 施設の特性

- ・ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム※の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・ 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・ 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。  
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の入出口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に入出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に入出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

（2）放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の入出口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に入出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に入出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、

やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。

- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底

②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

③管理区域に出入りする場合の管理の徹底

④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

#### 4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155

FAX 03-5114-2128

## 1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 5 号及び第 6 号）

## 2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

## 3. 安全確保の留意点

- （1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- （2）原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
  - ①原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
  - ②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
  - ③防護区域等の巡視及び監視の実施
  - ④防護区域等への人の出入管理
  - ⑤核物質防護設備の点検及び整備
  - ⑥特定核燃料物質の管理
  - ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- （3）訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- （4）施設及び設備の監視を徹底すること。
- （5）平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- （6）国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。
- （7）事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。
  - ①武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

## 4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課  
電話 03-5114-2121 FAX 03-5114-2183  
原子力規制庁原子力規制企画課  
電話 03-5114-2109 FAX 03-5114-2177

## 資料 18 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成二十七年三月三十一日号外内閣府告示第七十二号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

### （救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

### （収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

#### 一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十二万円千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は一人一日当たり三百二十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十二万円千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千八百円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千三百円	二万三千五百円	三万四千六百円	四万五千五百円	五万二千六百円	七千七百円
冬季	三万二百円	三万九千二百円	五万四千六百円	六万三千八百円	八万三百円	一万千円



四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万八千七百円以内、小人十六万七千円以内と

すること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十六万七千円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千二百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千五百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千九百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻

撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

## 二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万四千三百円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 資料 19 平素から集約・整理が必要な基礎的資料

※ 国民保護措置の実施に必要な以下の基礎的資料については、今後順次整備する。

### 【一般的資料】

- (1) 市の地図
- (2) 市内の人口分布
  - ・自治会毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
  - ・居住し、または滞在している外国人の数
- (3) 関係機関（国、県、県内各市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

### 【避難に関する資料】

- (1) 避難施設のリスト
  - ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
  - ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む）および応急仮設住宅）として活用できる土地、建物（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地）等のリスト
  - ・集客施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (2) 市内の道路網のリスト
  - ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
- (3) 輸送力のリスト
  - ・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員のデータ
  - ・鉄道網やバス網などのデータ
  - ・本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- (4) 輸送施設に関する情報
  - ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
  - ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
  - ・飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- (5) 全住民の避難を想定した場合に把握しておく必要がある情報
  - ・島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
  - ・想定される避難先までの輸送経路
  - ・島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
  - ・島内にある港湾等までの輸送体制など

### 【救援に関する資料】

- (1) 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - ・備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト
  - ・食料や飲料水等の生活必需品物資の流通網
  - ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
  - ・食品、飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
    - (※ 住民の避難および避難住民等の救援に必要な物資および資材の例)  
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など
    - (※ 国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例)  
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

- (2) 関係医療機関のデータベース
- ・災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ
  - ・NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト
  - ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在
  - ・救護班のデータベース
  - ・臨時の医療施設として可想定される場所等のリスト
- (3) 墓地および火葬場等のデータベース
- ・墓地および火葬場等の所在および対応能数等

【生活関連施設に関する資料】

- (1) 生活関連等施設等のリスト
- (※ 知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 発電所・変電所、ガス工作物、取水施設貯水施設浄水施設、配水池、鉄道施設・軌道施設、電気通信事業用交換設備、放送用無線設備、水域施設・係留施設、旅客ターミナル・航空保安施設、ダム、危険物、毒劇物（毒物および劇物取締法）、火薬類、高圧ガス、核燃料物質（汚染物質を含む）、核原料物質、放射性同位元素（汚染物質を含む）、毒劇物（薬事法）、電気工作物内の高圧ガス、生物剤・毒素、毒性物質
- (2) 生活関連等施設等の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模

【大規模集客施設等に関する資料】

- (1) 大規模集客施設等のリスト
- ・消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設
- (2) 大規模集客施設等の名称、所在地、連絡先

【専門家・専門機関に関する資料】

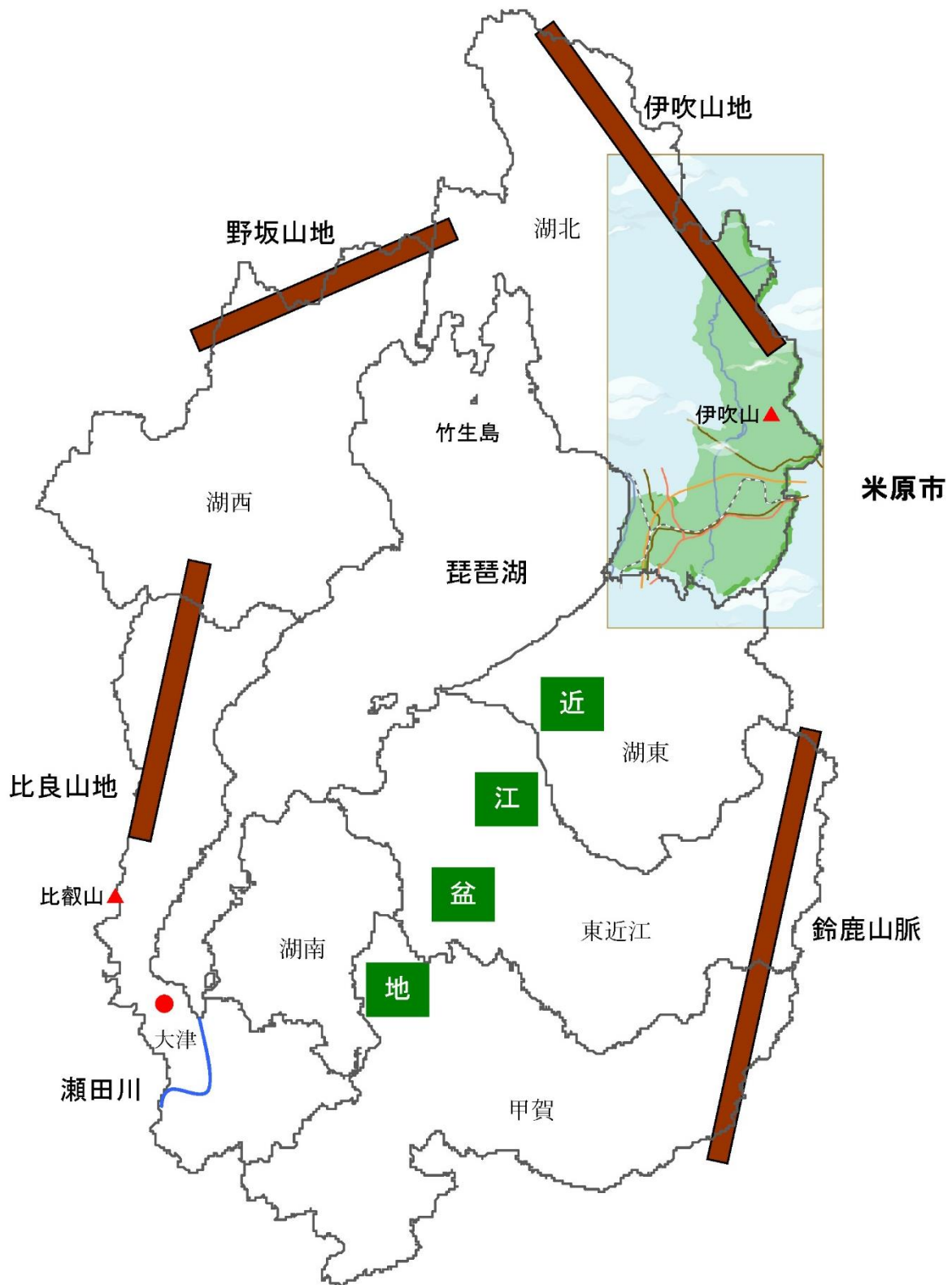
- (1) 専門家・専門機関のリスト

【消防機関に関する資料】

- (1) 消防機関のリスト
- ・消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
  - ・消防機関の装備資機材のリスト

【その他】

- (1) 市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物）
- (2) 安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関諸学校等の所在および連絡先等



## 資料 21 降水量と平均気温（平年値）

【米原 主要要素の平年値（年・月ごとの値）】

統計期間 2001年～2020年

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高 気温 (°C)	日最低 気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の 深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
1月	115	2.1	5.8	-1.7	1.9	100.9	87	30
2月	93.5	3.1	7.3	-1.2	2.3	119.5	57	27
3月	112.4	6.2	11.3	1	2.6	164.2	14	9
4月	115.1	11.7	17.1	5.9	2.8	184.2	0	0
5月	132.5	16.9	22	11.8	2.7	206.3	0	0
6月	168.5	21	25.5	16.9	2.4	159.7	0	0
7月	272.2	24.8	29.1	21.5	2.2	163.5	0	0
8月	153.2	26	30.8	22.2	2.2	206.8	0	0
9月	193.7	22.1	27	18	2.2	162.4	0	0
10月	149.6	16	21.1	11.1	1.9	164.4	0	0
11月	84.9	10	14.9	5	1.8	137.7	0	0
12月	129.5	4.7	8.7	0.7	1.9	100.6	47	21
年	1735.6	13.7	18.4	9.3	2.2	1864.8	200	42

\*参照 気象庁ホームページ

## 資料 22 人口、世帯数、高齢化率、出生率の推移等

### 【米原市における人口および世帯数の推移】

#### 人口の推移

(単位：人)

調査実施年	山東地域	伊吹地域	米原地域	近江地域	米原市全体
平成 12 年	13,421	5,959	12,479	9,392	41,251
平成 17 年	13,412	5,685	12,103	9,809	41,009
平成 22 年	12,869	5,519	11,450	10,222	40,060
平成 27 年	12,217	5,220	11,191	10,091	38,719
令和 2 年	11,542	4,877	10,888	9,918	37,225

#### 世帯数の推移

(単位：世帯)

調査実施年	山東地域	伊吹地域	米原地域	近江地域	米原市全体
平成 12 年	3,670	1,679	3,883	2,658	11,890
平成 17 年	3,891	1,656	4,090	2,945	12,582
平成 22 年	3,900	1,709	4,060	3,283	12,952
平成 27 年	3,973	1,714	4,191	3,358	13,236
令和 2 年	4,062	1,691	4,192	3,440	13,385

※国勢調査（調査基準日 10 月 1 日、5 年に 1 回実施）による

### 【米原市における高齢化率と出生率】

#### 高齢化率

	山東地域	伊吹地域	米原地域	近江地域	合計
全体人口	11,542	4,877	10,888	9,918	37,225
男	5,512	2,379	5,304	4,856	18,051
女	6,030	2,498	5,584	5,062	19,174
65 歳以上	3,714	1,544	3,345	2,455	11,058
男	1,588	687	1,483	1,082	4,840
女	2,126	857	1,862	1,373	6,218
高齢化率	32.89%	31.74%	30.98%	24.99%	30.07%

※国勢調査（調査基準日 10 月 1 日、5 年に 1 回実施）による

#### 出生率の年次推移（人口 1,000 人当たり）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
米原市	7.4	7.7	7.4	6.3	7.1
滋賀県	8.8	8.4	8.2	7.8	7.6
全国	7.7	7.4	7.2	6.8	6.6

※住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数（総務省）による



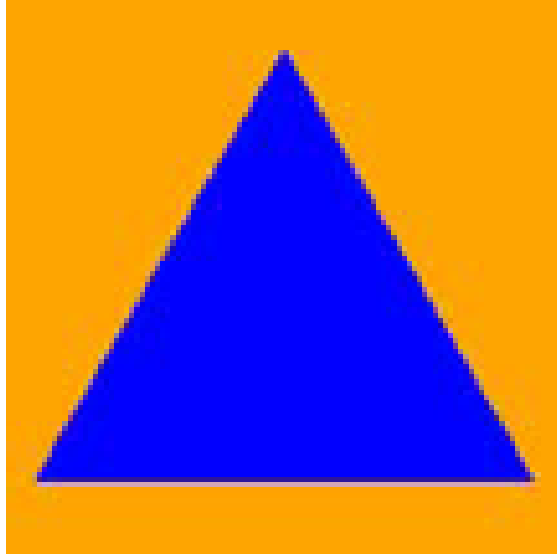
資料 23 主要道路および鉄道網



## 資料 24 特殊標章等

### 【特殊標章】

オレンジ色地に  
青の三角形



### 【身分証明書のひな型】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための空白)	
<b>身分証明書</b> <b>IDENTITY CARD</b>		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as		
交付年の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority .....		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型/Blood type .....		
.....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

様 式



# 様式1 救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人( 人)	
	計 人	{ 重症 人( 人) { 中等症 人( 人) { 軽症 人( 人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 様式2 様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷または疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
*備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

### 様式3 様式第2号(第1条関係)

#### 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所および状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
*備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。





様式5 安否情報照会書 様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 _____  氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式 6 安否情報回答書 様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
照会に係る者	住 所	
	氏 名	
	フリガナ	
出生の年月日		男 女 の 別
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報
居 所		負傷又は疾病の状況
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

## 様式7 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分  
 ○ ○ ○

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - (1) 発生日時令和年月日
  - (2) 発生場所〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



## 参 考



## 参考 1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

### 【指定行政機関(32)】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

### 【指定地方行政機関(25)】

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

### 【指定公共機関(163)】

災害研究(12)	(国)海上・港湾・航空技術安全研究所、(国)建築研究所、(国)産業技術総合研究所、(独)情報処理推進機構、(国)情報通信研究機構、(国)森林研究・整備機構、(国)水産研究・教育機構、(国)土木研究所、(国)日本原子力研究開発機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、(国)農業・食品産業技術総合研究機構、(国)量子科学技術研究開発機構
医療(2)	(独)国立病院機構、日本赤十字社
公共の施設管理(10)	[河川] (独)水資源機構 [道路] 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) [空港] 新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)
電気(27)	沖縄電力(株)、(株)J E R A、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、九州電力(株)、九州電力送配電(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、中部電力ミライズ(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、日本原子力発電(株)、広域的運営推進機関
ガス(4)	大阪瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)
運送(76)	[国内旅客船(9)] オーシャントランス(株)、(株)フェリーさんふらわあ、(株)名門大洋フェリー、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、宮崎カーフェリー(株) [バス(26)] J R九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアール東海バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株) [航空(8)] ANAウイングス(株)、(株)A I R D O、(株)スターフライヤー、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)

	<p>[鉄道(23)]          北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、近畿日本鉄道(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東急電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)</p> <p>[内航路海運(5)]          井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株)</p> <p>[トラック運送事業者(5)]          佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)</p>
電気通信(7)	<p>日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ</p>
放送(23)	<p>[テレビ(14)]          日本放送協会、朝日放送(株)、(株)CBCテレビ、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株)</p> <p>[ラジオ(9)]          朝日放送ラジオ(株)、大阪放送(株)、MBSラジオ(株)、(株)CBCラジオ、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、東海ラジオ放送(株)</p>
その他(2)	<p>日本銀行、日本郵便(株)</p>



## 参考2 避難の指示（一例）

「都道府県国民保護モデル計画」（平成17年3月総務省消防庁作成）より抜粋

### 避難の指示（一例）

〇〇県知事

〇月〇日〇時現在

〇本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

〇本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、〇日〇時目途に住人の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行〇〇両編成、〇便予定）

※〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※細部については、A市の避難実施要領による。

※A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

〇避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

### 【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

#### 避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。  
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。  
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。  
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

### 【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合】

#### 避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。  
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

### 参考3 避難実施要領（一例）

「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月総務省消防庁作成）より抜粋

#### 弾道ミサイル攻撃の場合

#### 避難実施要領（一例）

〇〇市（町村）長  
〇月〇日〇時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

#### 2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

（※）現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろくな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市（町村）、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

（※）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

（※）例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

〇〇市(町村)長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市(町村)は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市(町村)の体制、職員派遣

ア 市（町村）対策本部の設置

国からの指定を受けて、市（町村）長を長とする市（町村）対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市（町村）職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配  
備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市（町村）広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- (※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### (5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
  - 市（町村）は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
    - a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
    - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
    - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 市（町村）職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市（町村）の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市（町村）の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

#### (8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市（町村）長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保



誘導を行う市（町村）の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市（町村）対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市（町村）の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

### 3 各部の役割 別に示す。

### 4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：〇〇市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

### 5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

(屋間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

〇〇市(町村)長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある(〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) グリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

#### (4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

#### (5) 安全の確保

誘導を行う市(町村)の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市(町村)対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市(町村)の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

〇〇市(町村)長  
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市(町村)は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市(町村)における体制、職員派遣

ア 市(町村)対策本部の設置

指定を受けて、市(町村)長を長とする市(町村)対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体

制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

### (4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市（町村）は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

### (6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

#### (7) 安全の確保

市（町村）の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市（町村）対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

#### 3 各部の役割 別に示す。

#### 4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：〇〇市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

## 参考4 防災における協定一覧

### 【滋賀県における協定一覧】

応援協定名	協定先
自治体関係	
災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市
近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県
航空消防防災相互応援協定	岐阜県、三重県、奈良県、福井県
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定	滋賀県警察本部
通信関係	
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定	JR西日本、JR東海
アマチュア無線による災害時応援協定	日本アマチュア無線連盟滋賀県支部
放送・報道関係	
緊急警報放送の放送要請に関する覚書	日本放送協会
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	日本放送協会、びわ湖放送、京都放送、エフエム滋賀、朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、読売テレビ放送
災害時等における報道要請に関する協定	朝日新聞社、大阪読売新聞社、共同通信社、京都新聞社、産業経済新聞社、時事通信社、中日新聞社、日刊工業新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞、朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、読売テレビ放送
輸送・物流関係	
災害時における物資等の輸送に関する協定書	滋賀県トラック協会
災害時における物流業務に関する協定書	全国物流ネットワーク協会
災害時における物資の保管等に関する協定書	滋賀県倉庫協会
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書	琵琶湖汽船、近江トラベル
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書	滋賀県漁業協同組合連合会
災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書	ノエビア
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書	朝日航洋、中日本航空、四国航空、アカギヘリコプター、東邦航空、学校法人ヒラタ学園
救助・医療・医薬関係	
災害救助法による救助等に関する委託契約書	日本赤十字社滋賀県支部
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	日本レスキュー協会
災害時の医療救護活動に関する協定書	県内災害拠点病院、滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会
災害時における社団法人柔道整復師会の協力に関する協定書	滋賀県柔道整復師会
災害時における医薬品等の供給に関する協定	滋賀県医薬品卸協会
災害時における医療ガス等の供給に関する協定	日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部

	災害時における医療機器等の供給に関する協定	京都医療機器協会
応急救援・復旧活動関係		
	緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定書	隊友会滋賀県隊友会
	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書	滋賀県建設業協会、滋賀県造園協会、滋賀県電業協会
	災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定	滋賀県警備業協会
	災害時における水道施設の応急復旧の応援協定	滋賀県管工事業協同組合連合会
	地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書	滋賀県下水道管路維持協会
	災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書	滋賀県測量設計技術協会
	災害時等における相互協力に関する協定書	西日本高速道路、中日本高速道路
物資供給・帰宅困難者支援関係		
	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	滋賀県生活協同組合連合会、西友、平和堂、イオンリテール、草津近鉄百貨店、ユニー、コメリ災害対策センター、ローソン、セブシーイレブン・ジャパン、富士産業
	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト
	災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書	ファミリーマート
	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	ワタミ、ローソン他 24 社
住居・生活衛生関係		
	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	プレハブ建築協会
	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書	全日本不動産協会滋賀県本部、滋賀県宅地建物取引業協会
	災害時における生活衛生業関係団体による支援に関する協定書	滋賀県生活衛生協会、滋賀県生活衛生営業指導センター
廃棄物処理関係		
	無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）	滋賀県環境整備事業協同組合、湖北環境協同組合
	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	滋賀県産業廃棄物協会
	災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
慶弔関係		
	災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書	ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスデーター会
	災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書	全日本冠婚葬祭互助協会

※各協定の内容については、県地域防災計画震災対策編参照。



【米原市および湖北地域消防組合における協定一覧】

協定の相手方	協定の名称	協定の内容
(1) 公的機関の相互応援協定等		
米原市 長浜市 長浜水道企業団	長浜地区水道協会 水道災害応援協定	○応援給水 ○応援給水用品の提供 ○応急復旧用資機材の提供 ○応急復旧に必要な職員の派遣
阿久比町 紀の川市 真庭市 下関市	ほたるサミット参加市町の災害時の相互応援に関する基本協定	○応急復旧に必要な資材、物資の提供 ○生活必需物資等の提供 ○救護および応急復旧に必要な車両 または資機材の提供 ○救助および応急復旧に必要な職員の派遣 ○避難者の受入れ、児童生徒の就学機会の提供 他
県内全市町	滋賀県下消防団広域相互応援協定書	○応援給水 ○応援給水用品の提供 ○応急復旧用資機材の提供 ○応急復旧に必要な職員の派遣
揖斐川町	災害時における相互応援協定	○応急復旧に必要な資機材および物資の提供 ○生活必需物資およびその補給に必要な資機材の提供 ○救護および援助活動に必要な車両または資機材の提供 ○救助および応急復旧活動に必要な職員の派遣 ○前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項
滋賀県・長浜市	広域避難の連携に関する基本協定	○湖北圏域水害・土砂災害等における広域避難の連携（避難所の相互援助）
国土交通省 近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申合せ	○情報の収集・提供（リエゾン[緊急連絡員]含む） ○近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む） ○災害に係る専門家の派遣 ○甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け ○甲が保有する通信機械等の貸付けおよび操作員の派遣 ○通行規制等の措置
相馬市	災害時における相互応援に関する協定	○応急復旧に必要な物資、機材および車両の提供 ○生活必需物資およびその補給に必要な資機材および車両の提供 ○被災者を一時収容するための施設の提供 ○応急対策および復旧対策に必要な職員の派遣 ○災害復興の支援 ○災害援助ボランティアのあっせん
県内13市(市長会)	滋賀県市長会災害相互応援協定	○食糧・飲料水・生活必需物資、その供給に必要な資機材の供 ○被災者の救出・医療・防疫。施設の応急復旧に必要な資機材の提供 ○救援、救助および応急復旧に必要な車両等の提供 ○救援、救助および応急復旧に必要な職員の派遣
近畿総合通信局防災対策推進室	災害対策用移動通信機器の無償貸与	○災害対策用移動通信機器の無償貸与（衛星携帯電話・MCA端末・簡易無線機） （総務省所管に属する物品の無償貸付および譲渡に関する省令に基づく）

(2) 事業者・民間団体等との協定－物資供給－		
米原市商工会	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定	○生活物資の確保、調達
(株)ユタカファーマシー	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	○生活物資の確保、運搬、引き渡し
コカ・コーラウエスト(株)ベンディング長浜支店	災害時における飲料の提供等の協力に関する協定	○飲料水提供 ○災害救援型自動販売機内の飲料の提供
NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	○生活物資の確保、調達
生活協同組合コープしが	絆で築く安心なまちづくりに関する協定	(災害時対応の分のみ掲載) ○食料品や生活必需品などの物品の優先供給 ○収集した被災者の避難状況、避難者リスト等の情報の提供 ○職員が配送等の業務中に発見した道路等の被災状況の情報提供 ○所有する車両の緊急車両等としての提供 ○組合員の防災ボランティア協力
(3) 事業者・民間団体等との協定－応急復旧－		
(社)滋賀県建設業協会長浜支部	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	○人命救助のための土木資機材、労力の提供 ○公共土木建設施設の応急復旧 ○応急仮設住宅にかかる敷地整備
米原市建設組合	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	○人命救助のための土木資機材、労力の提供 ○公共土木建設施設の応急復旧 ○応急仮設住宅にかかる敷地整備
滋賀県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	○災害拠点施設（公共施設）の電気の応急復旧
(社)滋賀県エルピーガス協会長浜支部	災害時におけるLPガス等供給の協力に関する協定	○LPガスの供給
米原市商工会（建設部会）	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	○人命救助のための土木資機材、労力の提供 ○公共土木建設施設の応急復旧 ○応急仮設住宅にかかる敷地整備 ○ライフラインの応急復旧
米原市管工事組合（事務局：商工会）	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	○災害拠点施設（公共施設）の上下水道管の機能の維持回復
(4) 事業者・民間団体等との協定－情報関係－		
滋賀防災無線クラブ	アマチュア無線による災害時応援協定	○災害情報等収集および伝達
米原市内等郵便局	絆で築く安心なまちづくりに関する協定	○緊急車両等としての車両提供（郵便配達用車両は除く） ○被災者の避難所開設状況および避難者リスト等の情報の相互提供 ○郵便局ネットワークを活用した広報活動 ○災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策 ○業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供 ○避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ○株式会社ゆうちょ銀行の非常払および株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(5) 事業者・民間団体等との協定ー通路・避難所ー		
奥伊吹森林レクリエーション(株)、揖斐川町	災害時における緊急輸送道路の使用に関する協定書	○災害時緊急連絡道路の使用
住友大阪セメント(株) 滋賀鉱産(株)	災害時等における通路の使用に関する協定	○主要地方道山本巢線の通行が困難な場合 伊吹鉱山内の通路を使用
大阪シーリング印刷(株)	絆で築く安心な地域協力避難所に関する協定書	民間等協力緊急避難所(定義：地域防災計画)として利用
近江鉱業(株)	絆で築く安心な地域協力避難所に関する協定書	民間等協力緊急避難所(定義：地域防災計画)として利用
リゾートトラスト(株)	絆で築く安心な地域協力避難所に関する協定書	民間等協力緊急避難所(定義：地域防災計画)として利用

## 参考5 米原市国民保護協議会条例（平成18年3月28日公布）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、米原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定める。

（委員および専門委員）

第2条 協議会は、20人以内をもって組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 参考6 米原市国民保護対策本部および米原市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月28日公布)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、米原市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）および米原市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 米原市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 米原市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 米原市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員、県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって当てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(米原市緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、米原市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月24日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。